

まんがんじ児童館改築の設計条件と基本プラン図

計画概要

既存児童館（延床面積 330 m²）を解体し、同規模の児童館を新設する。

既存学童クラブ解体中の仮設児童館の設置は想定する必要は無い。

建物と併設してバスケットコート（1面）を新設する。

計画条件

用途 : 児童館（児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設）

所在地 : 日野市万願寺四丁目 20 番地の 12（万願寺中央公園内）

既存敷地面積 : 660 m²（想定）

⇒この敷地面積は用途地域により最低限必要な敷地面積となる。建築基準法上の想定敷地は市と協議のうえ、各種法令に抵触しないよう、設計者にて設定するものとする。

用途地域 : 第一種低層住居専用地域

建ぺい率 : 50%

容積率 : 100%

高度地区 : 第一種（建物の高さの限度 10m）

防火準防火 : 指定なし（22 条地域）

日影規制 : (二) b 4 時間/2.5 時間 1.5m

地区計画・区画整理 : 万願寺地区地区計画（要地区計画の区域内における行為の届出）

埋蔵文化財 : 対象（調査は別途）

緑化基準 : 届出必要（国及び地方公共団体が有する敷地で 250 m²以上の敷地）

都市公園法 : 対象（要都市公園施設設置許可申請）

※本計画は都市公園法施行令第 5 条第 5 項に規定する体験学習施設として整理され、公園の既存施設含め、公園面積の 10/100

(3058.05 m²) まで建築することができることを確認済み。

※ その他項目含め要調査のこと

既存建物（解体対象）の状況

児童館部分の概要

階	部屋名	面積 (m ²)	用途
1 階	遊戯室 1	111.60	事務室、遊戯室、倉庫
	トイレ	16.47	男子トイレ、女子トイレ
	遊戯室 2	197.42	遊戯室
	南側庇部	4.81	(屋外)
合計		330.30	

平成 16 年建築 延べ面積 330.30 m²（軽量鉄骨造・平屋建て）

・老朽化が著しいため、既存建物を解体し、同規模の児童館を新設する。

計画建物の概要

建築物概要 ・木造または鉄骨

・平屋建て（小上がりまたはロフトの設置も検討）

・建屋に接続した形でテラス・バスケットボールコートを併設

バスケットボールコートは最大で 縦 15m×横 28m = 420 m²

設置機能 ①事務室（カウンター併設）

②休憩室（ロッカー含めて）

③相談室（独立したもの）

④図書室

⑤乳幼児室

⑥給湯室（授乳スペース）

- ⑦男女トイレ
- ⑧バリアフリースイレ
- ⑨集会室兼調理室
- ⑩倉庫
- ⑪ホール（遊戯室）
- ⑫音楽室（防音スタジオ）

・主な設備

空気調和設備：エアコン

換気設備：24 時間換気

給水設備：直結給水

排水設備：既設配管へ接続

電気設備：各種電源・LED照明・太陽光設備

防災設備：誘導標識・消火器・住宅用火災警報器

防犯設備：防犯カメラ（別途工事）

- その他
- ・建屋の隣地に自転車の駐車スペース（10台くらい）
 - ・児童館入り口付近に可動式のひさし
 - ・自販機を置くための電源コンセント

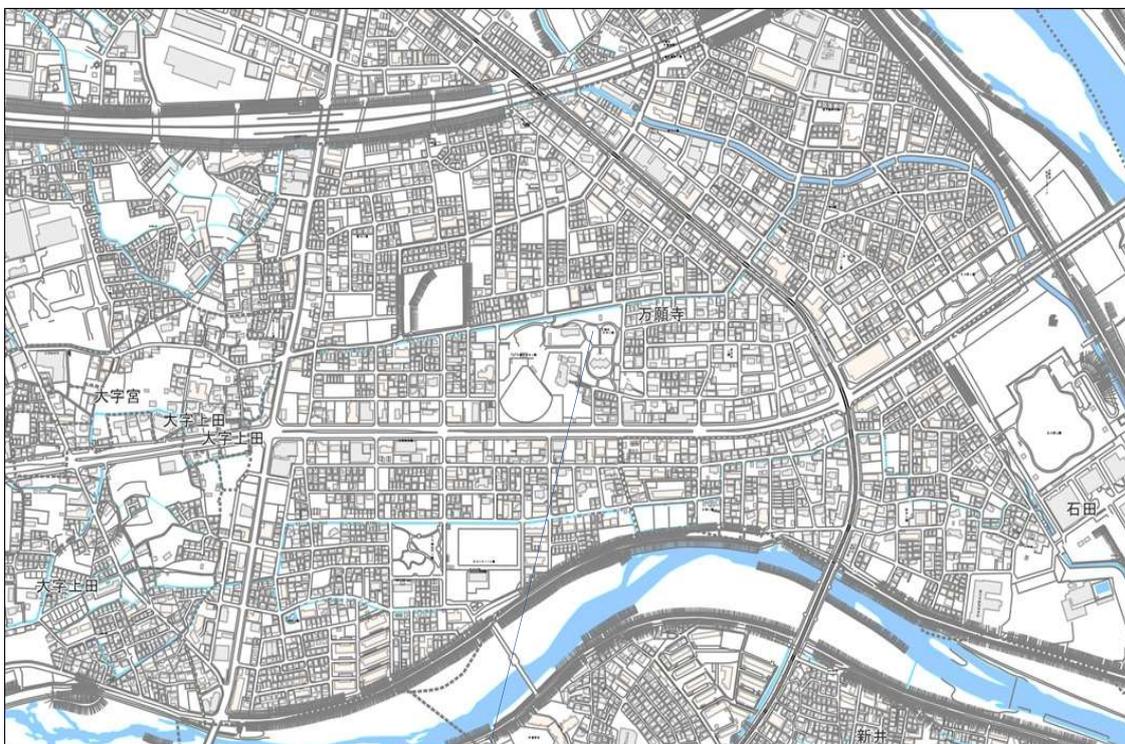
基本プラン図

別紙基本プラン図参照

敷地の状況

別紙敷地配置図（予定）参照

案内図



まんがんじ児童館
(日野市万願寺四丁目 20 番地の 12)